

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例		
主管課	財政課（消防防災安全課、薬務衛生課、建築住宅課）		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和2年4月1日施行） ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次一括法）（令和2年4月1日施行） ・ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年11月16日施行） 		
【改正の概要】			
1 高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改正			
		改正後	改正前
高圧ガス保安法施行令関係	容器検査又は容器再検査手数料	<ul style="list-style-type: none"> ① 繊維強化プラスチック複合容器 ② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 ③ <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 繊維強化プラスチック複合容器 ② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器
2 第8次一括法の施行に伴う改正			
毒物及び劇物取締法に係る毒物及び劇物の製造業、輸入業について国から県への権限移譲に伴う県から国への経由事務手数料の廃止及び規定整備			
3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令関係			
戸建住宅及び共同住宅等に係る省エネ性能表示認定において、新たに簡易な評価方法が導入されたことに伴う手数料の新設			
	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1戸建て 200㎡未満	19,200円 ほか
施行日	令和2年4月1日（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令関係は公布の日）		
【その他参考事項】			